

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

1. 改正の趣旨

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）第 15 条第 1 項第 1 号イにおいて、特定医療費の支給の申請の際に必要な診断書の作成を行う指定医の要件の 1 つとして、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有することと定めている。
- また、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 10 第 1 項第 1 号においても同様に、小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の際に必要な診断書の作成を行う指定医の要件の 1 つとして、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有することと定めている。
- 具体的な専門医の資格については、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成 26 年厚生労働省告示第 433 号。以下「難病専門医告示」という。）及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成 26 年厚生労働省告示第 465 号。以下「小慢専門医告示」という。）に規定されており、現行の告示においては、学会が認定する専門医の資格と一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が認定する専門医資格を規定している。
- 専門医の資格の診療領域には、基本的な 19 の診療領域で構成される基本領域と、基本領域の専門性を深化又は補完するサブスペシャリティ領域があるところ、サブスペシャリティ領域はこれまで機構が認定しているものがなかったため、難病専門医告示と小慢専門医告示においては規定がなかったところ。
- 今般、いくつかのサブスペシャリティ領域が機構に認定されたことを踏まえ、難病専門医告示及び小慢専門医告示の一部を改正し、機構が認定する全ての専門医資格を指定医の要件として認める。

2. 改正の概要

- ① 難病専門医告示関係
 - ・ 機構が認定する基本領域の専門医の資格に加えて、「その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格」を新設する。
- ② 小慢専門医告示関係
 - ・ 難病専門医告示と同様の改正を行う。

3. 根拠条項

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条第1項第1号イ
- 児童福祉法施行規則第7条の10第1項第1号

4. 適用期日等

- 告示日 : 令和8年11月中旬(予定)
- 適用期日 : 令和8年12月1日